障害者福祉システム等標準化検討会(第4回) 令和7年1月17日 【資料3】

# 障害者福祉システム等標準化検討会 (第4回)

標準仕様書4.1版案の対応概要等

令和7年1月17日 事務局提出資料

- 1. 標準仕様書4.1版案の対応内容と残課題 <u>P2-3</u>
- 2. 全国意見照会(令和6年12月2日(月)~13日(金))の結果 <u>P4-5</u>
- 3. 各検討論点の対応概要 P6-28
  - •検討論点1:令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応
  - ・検討論点2:PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応
  - ・検討論点3:令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応
  - •検討論点4:標準化PMOツールのご意見等を踏まえた見直し
- 4. 地域生活支援事業の標準化要否 <u>P29-32</u>
- 5. 主な継続検討事項 <u>P33</u>

# 1. 標準仕様書4.1版案の対応内容と残課題(1/2)

○ 各検討論点に対して、標準仕様書4.1版案で対応した内容及び残課題は、以下のとおりです。

No	検討の論点	見直しの契機	4.1版案への反映内容と残課題
1	令和7年までの行政手続 オンライン化に向けた対応	制度改正以外	【対応完了】 国制度手当及び特別児童扶養手当の所得状況届がマイナポータルぴったりサービスに対応していることを踏まえ、国制度手当及び特別児童扶養手当の事務手続きのうち、マイナポータルぴったりサービスの対応に資すると考えられる事務手続きについて、標準仕様書4.1版案に反映しています。 【残課題】 追加する事務手続きについて国がプリセットの対応を行うことにより、帳票詳細要件及び帳票レイアウト等に影響する可能性があり、その場合は標準仕様書を見直すこととなります。
2	PMHとの連携に関する PMH仕様書の変更等に伴 う対応 ※ PMH仕様書の変更内 容等を反映	制度改正以外	【対応完了】 デジタル庁がHPで公表しているPMH設計書等(説明資料(2024年11月7日更新)、ファイル設計書(2024年10月24日更新)、API連携バッチ処理仕様書(2024年10月1日更新))を踏まえ、自立支援医療のオンライン資格確認を行うために必要な機能について、標準仕様書4.1版案に反映しています。  【残課題】 資料4_令和6年12月意見照会の意見集約一覧のNo.42(PMH登録時の自立支援医療設定内容に関する独自の上乗せ支給時の設定)は、デジタル庁と確認中であるため、継続検討としています。

# 1. 標準仕様書4.1版案の対応内容と残課題(2/2)

No	検討の論点	見直しの契機	4.1版案への反映内容と残課題
3	令和6年12月2日のマイナ 保険証への移行に伴う対 応	制度改正	【対応完了】 令和6年10月10日付けで公布した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令(令和6年内閣府・厚生労働省令第16号)により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)における「被保険者証等」の文言は「資格確認書等」に見直されており、また、令和6年11月25日付けで発出された「「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について」において別添様式が見直されたことを受け、障害福祉サービス等、自立支援医療(更生、育成、精神通院)の機能要件、帳票要件について標準仕様書4.1版案に反映しています。
4	標準化PMOツールや関係 省庁、検討会構成員から のご意見・ご質問等を踏ま えた機能の見直しや訂正	制度改正以外	【対応完了】 令和6年度に寄せられたご意見について、WTの検討を踏ま えて標準仕様書4.1版案に反映しています。

- ※ 4.1版案には正誤対応を含めており、改定種別を「補記」・「訂正」としている機能が正誤対応に該当します。
- ※ 4.1版案と整合するデータ要件・連携要件(基本データリスト、機能別連携仕様)は、令和7年2月改定で予定されています。

# 2. 全国意見照会①(回答団体数と意見数)

- 全国意見照会(令和6年12月2日(月)~13日(金))のご意見は、33団体より88件寄せられています。※ 意見なしと回答した322団体は含めていません。
- 〇 制度の内容に関するご意見、標準仕様書4.0版に対するご意見等、標準仕様書4.1版案の内容以外のご意見も 多く寄せられています。

自治体 分類	行政手続 イン化に 対	年までの 続オンラ に向けた 応」 るご意見	関するP 書の変 う対	の連携に MH仕様 更等に伴 応」 るご意見	日のマイ 証への和 う対	年12月2 イナ保険 多行に伴 ·応」 るご意見	ール等7 意見等3 た機能 <i>0</i>	:PMOツ からのご を踏まえ )見直し」 Sご意見	回答団(実	体合計 数)	意見	意見合計		
	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数	意見数	団体数 意見数		団体 数	率	意見 数	率		
都道府県 (47)	1	4	0	0	1	6	0	0	2	6.1%	10	11.4%		
指定都市 (20)	2	2	4	4 13		4	2	6	6	18.2%	25	28.4%		
中核市 (62)	1	1	1	1	1	3	2	2	3	9.1%	7	8.0%		
特別区 (23)	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3.0%	1	1.1%		
市町村 (1,636)	9	10	5	11	14	18	5	6	21	63.6%	45	51.1%		
合計 (1,788)	13	17	11	26	20	31	9	14	33	100%	88	100%		

# 2. 全国意見照会②(意見集約結果)

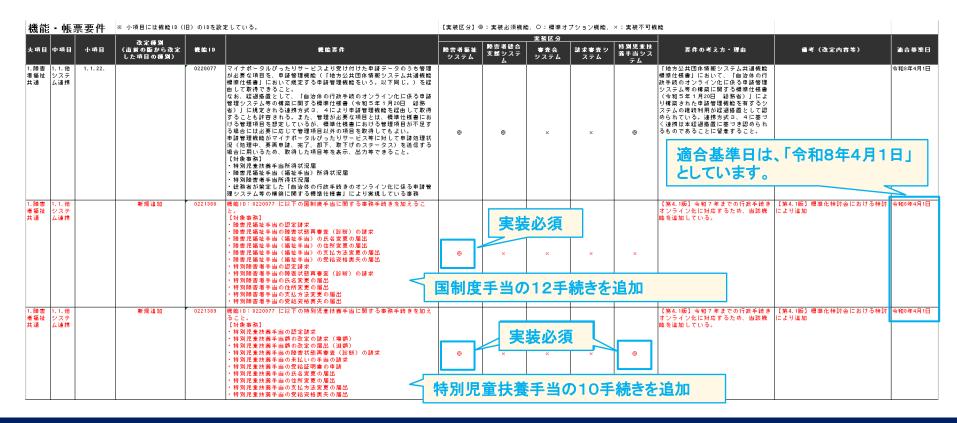
- <u>88件</u>のご意見のうち、<u>12件に対して標準仕様書4.1版案へ反映</u>しています。
- 〇 制度の内容に関するご意見、標準仕様書4.0版に対するご意見等が多かったこともあり、標準仕様書4.1版案へ 反映したご意見は少なくなっています。

	「令和7年までの行	「PMHとの連携に関	「令和6年12月2日	「標準化PMOツー ル等からのご意見	合計		
対応方針	政手続オンライン化 に向けた対応」 に関するご意見	するPMH仕様書の 変更等に伴う対応」 に関するご意見	のマイナ保険証へ の移行に伴う対応」 に関するご意見	等を踏まえた機能 の見直し」 に関するご意見	件数	率	
4.1版案へ反映	1	1	8	2	12	13.6%	
回答記載 (規定済、代替可 等)	16	24	23	12	75	85.2%	
継続検討	0	1	0	0	1	1.2%	
合計	17	26	31	14	88	100%	

### 3. 検討論点1:令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応(1/2)

○ 検討論点1「令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応」は以下のとおりです。国制度手当及び特別児童扶養手当の所得状況届がマイナポータルぴったりサービスに対応していることを踏まえ、国制度手当及び特別児童扶養手当の事務手続きのうち、マイナポータルぴったりサービスの対応に資すると考えられる事務手続きについて標準仕様書4.1版案を作成しています。

No	対応内容	修正箇所
1	マイナポータルぴったりサービスの対応事務手続きを追加	機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:0221388、0221389を追加 ※ 追加の機能となるため、機能ID:0220077 とは別に規定



### 3. 検討論点1:令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応(2/2)

○ 追加する事務手続きに紐づく帳票レイアウトは以下のとおりです。

No	追加する事務手続名	帳票レイアウト名	No	追加する事務手続名	帳票レイアウト名					
1	障害児福祉手当の認定請求	26_障害児福祉手当認定請求 書	1	特別児童扶養手当の認定請求	22_特別児童扶養手当認定請 求書					
2	障害児福祉手当の障害状態再審 査(診断)の請求	31_障害状態再審査(診断)請求書	2	特別児童扶養手当額の改定の請 求(増額)	23_特別児童扶養手当額改定 請求書					
3	障害児福祉手当(福祉手当)の氏 名変更の届出	28_記載事項変更届	3	特別児童扶養手当額の改定の届 出(減額)	24_特別児童扶養手当額改定 届					
4	障害児福祉手当(福祉手当)の住 所変更の届出	28_記載事項変更届	4	特別児童扶養手当の障害状態再 審査(診断)の請求	30_特別児童扶養手当障害状 態再審査(診断)請求書					
5	障害児福祉手当(福祉手当)の支 払方法変更の届出	28_記載事項変更届	5	特別児童扶養手当の未払いの手 当の請求	27_未支払特別児童扶養手当 請求書					
6	障害児福祉手当(福祉手当)の受 給資格喪失の届出	29_資格喪失届	6	特別児童扶養手当の受給証明書 の申請	36_特別児童扶養手当受給証 明申請書					
7	特別障害者手当の認定請求	27_特別障害者手当認定請求 書	7	特別児童扶養手当の氏名変更の 届出	28_特別児童扶養手当記載事 項変更届					
8	特別障害者手当の障害状態再審 査(診断)の請求	31_障害状態再審査(診断)請求書	8	特別児童扶養手当の住所変更の 届出	28_特別児童扶養手当記載事 項変更届					
9	特別障害者手当の氏名変更の届 出	28_記載事項変更届	9	特別児童扶養手当の支払方法変更の届出	28_特別児童扶養手当記載事項変更届					
10	特別障害者手当の住所変更の届 出	28_記載事項変更届	10	特別児童扶養手当の受給資格喪 失の届出	26_特別児童扶養手当資格喪 失届					
11	特別障害者手当の支払方法変更 の届出	28_記載事項変更届		セット対応により帳票詳細要件及						
12	特別障害者手当の受給資格喪失 の届出	29_資格喪失届	する	ける可能性があり、その場合は標準仕様書を見直します。						

○ 追加する機能の適合基準日の考え方は以下のとおりです。

適合基準日について、政策上、行政手続のオンライン化は令和7年までの対応となっていることから、「令和8年4月1日」としています。

2. 移行支援期間(令和7年度まで)における標準仕様書の改定への対応については、令和7年度までの適合が制度
改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和8年度以降のシステム改修時において、標準に適合させることとし、標準仕様書の改定の際は、令和8年度以降の適合基準日(※)を設定することとする。
【出典】「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」(令和5年10月27日改訂 デジタル庁)

### 4. 検討論点2:PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応(1/3)

○ PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応は以下のとおりです。

No	対応内容	修正箇所
1	API設計書、ファイル設計書、説明資料(令和6年10月24日又は令和6年11月7日更新版)の反映	<ul> <li>機能・帳票要件</li> <li>08.自立支援医療(更生医療) 機能ID:0221378、0221334</li> <li>08.自立支援医療(育成医療) 機能ID:0221380、0221338</li> <li>08.自立支援医療(精神通院医療) 機能ID:0221383、0221342</li> <li>(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容</li> </ul>

デジタル庁のHP「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム(Public Medical Hub:PMH)」に掲載されている以下の内容を元に4.1版案を作成しています。

https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub

### 自治体・自治体システムベンダー向けの情報

PMH(医療費助成)に接続するために必要な仕様等の情報を掲載しています。

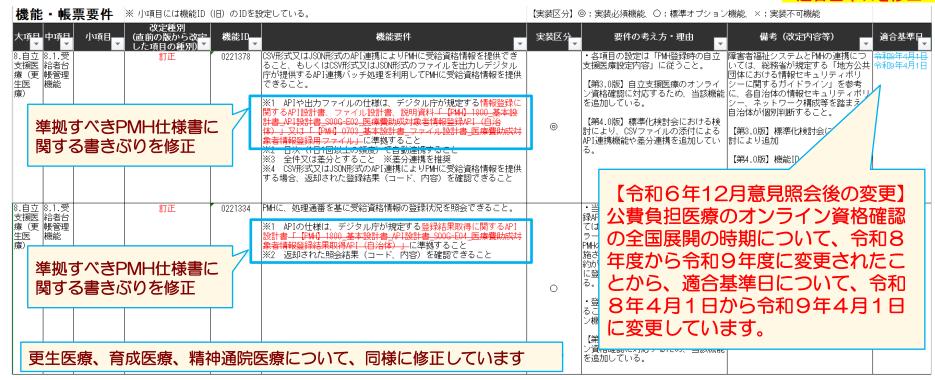
- <u>説明資料(ZIP/15,619KB)</u>(2024年11月7日更新)
- ファイル設計書(ZIP/1,615KB) (2024年10月24日更新)
- ◆ API設計書(ZIP/3,891KB) (2024年10月24日更新)
- API連携バッチを活用する場合は以下をご確認ください。
  - API連携バッチ処理仕様書(PDF/383KB) (2024年10月1日更新)

- ・差分履歴連携を利用する場合は、 「【PMH】R6差分履歴連携仕様について \_v1.2.pptx」も確認する必要があります。
- ・連携項目「所得区分」や「追加条件」(重度かつ継続)の設定の際は「【PMH】制度関連マスタ説明資料\_v1.2.pptx」及び「【別紙】PMHマスタレイアウト・仕様説明v1.0.xlsx」も確認する必要があります。

追加されている「差分履歴情報リセット登録API」、「差分履歴情報リセット登録結果取得API」は、ベンダ切替時に、切替後ベンダシステムで登録する前に、切替前ベンダシステムで登録した情報を削除するためのものであるため、4.1版案に規定していません。

- 4. 検討論点2:PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応(2/3)
- ○機能・帳票要件の修正は以下のとおりです。

意見照会版から 適合基準日を修正



〇「(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容」の修正は、全件連携時と差分連携時で連携I/Fが異なるため、 全件と差分を分けて記載しています。

#### PMH登録時の自立支援医療設定内容(全件連携)

- ・当資料は、「【PMH】0703 ファイル設計書 医療費助成対象者情報登録用ファイル Ver.1.2」を元に作成しています。
- ・当資料は、PMHのファイル設計書を元に作成していますが、CSV形式又はJSON形式のAPI連携又はファイル出力における各連携項目に対する自立支援医療の設定内容として記載しています。
- ・全件連携時は、送信時点又は将来有効な受給者証のデータ(有効期間が有効、かつ廃止されていないデータ)を設定する必要があります。
- ・医療費助成対象者情報登録を利用する場合は、医療費助成対象者差分履歴情報登録を併用することはできません。

全件連携のイメージです

#	項目名(ヘッダ)		必須列(→)の		データ型		走書	項目説明	備考	自立支援医療設定内容
~	•	_	場合における冬	(文字数)▼	~	可変馬	▼	¥	▼	▼
1	機関別受給者証種別ID	0		50	string	可変	半角英数のみ	自治体システムの中で受給者証の種類を一意に特定しているIDに相当する		パラメタ等により、更生医療、育成医療、
								ものを記載する。		精神通院医療を自治体ごとに一意に特
										定できるIDを設定する
2	機関別受給者証ID ※v1.0にて削除	0		50	string	可変		自治体システム内で受給者証のデータ管理用IDを記載する。	・自治体システムの中で受給者証のデータを一意に特定 するIDに相当するものを記載する。	

### 4. 検討論点2:PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応(3/3)

〇「(別添1)PMH登録時の自立支援医療設定内容」の4.1版案における主な変更点は以下のとおりです。

No	主な変更点	主な変更の内容	主な留意点
1	フォーマットの変更	「必須列(→)の場合における条件」、「削除フラグの値がtrueの場合に必須」(差分連携のみ)の追加、「データ元」の削除	内容は「【PMH】0703_ファイル設計書」医療費助成対象者情報登録用ファイル_Ver.1.2」及び「【PMH】 0703_ファイル設計書_医療費助成対象者差分履歴情報登録用ファイル_Ver.1.3」を参照のこと。
2	差分連携の追加	全件連携と比較し、差分連携では「受給者証サブキー」、「履歴キー」、「削除フラグ」の3項目が追加	・「受給者証サブキー」及び「履歴キー」は、「【PMH】 R6差分履歴連携仕様について_v1.2.pptx」を踏まえ て、ベンダの実装範囲で設定する。 ・「削除フラグ」は誤登録履歴データをPMHから削除 する場合に設定する。
3	連携項目の追加	・「所得区分」、「追加条件」、「常に償還払い」が追加 ・自己負担上限額種別ごとに、「初診のみ適用」、 「食事療養費患者負担」、「食事療養費自己負担 上限額(日)」が追加	各項目に対して自立支援医療における設定内容を記載している。
4	自己負担上限額種別の見直し	自己負担上限額種別から「共通」、「入院」、「入院外」が削除、「医科歯科入外合算」、「医科歯科入院」、「医科歯科外来」、「医科入外合算」、「医科入院」、「医科外来」、「歯科入外合算」、「歯科入院」、「歯科外来」、「訪問看護」、「柔整」、「あはき」が追加※「薬局」は変更なし	・自立支援医療の場合は、医科・薬局・訪問看護等のPMHで定める自己負担上限額種別ごとの上限ではなく、自己負担上限額種別をまたいだ合算の上限であるため、4.0版では「共通」の項目のみの設定としていたが、「共通」が無くなり、各自己負担上限額種別に対して同じ値を設定することとなっている。・また、自立支援医療は自己負担上限額種別をまたいだ合算の上限であるため、自治体の運用において、設定したPMH地単・国公費マスタをデジタル庁に提出する必要がある。

### 5. 検討論点3:令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(1/9)

〇 令和6年10月10日付けで公布した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令(令和6年内閣府・厚生労働省令第16号)により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)、令和6年11月25日付けで発出された「「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について」において別添様式が見直されたことを受け、障害福祉サービス等、自立支援医療(更生、育成、精神通院)の機能要件、帳票要件について以下のとおり対応をしています。

No	対応内容	修正箇所
1	障害福祉サービス及び障害児通所支援 に関する該当部分の修正	・機能・帳票要件 06.障害福祉サービス等(受給者管理)機能ID:0221375、0221376、0221399 ・帳票詳細要件、帳票レイアウト 01_(介護給付費等)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 02_障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 03_(介護給付費等)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書 04_障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書 23_障害福祉サービス受給者証 25_療養介護医療受給者証 26_通所受給者証 27_肢体不自由児通所医療受給者証
2	自立支援医療(更生、育成、精神通院医療)に関する該当部分の修正	<ul> <li>・機能・帳票要件</li> <li>08.自立支援医療(更生医療)機能ID:0221377</li> <li>09.自立支援医療(育成医療)機能ID:0221379</li> <li>10.自立支援医療(精神通院医療)機能ID:0221381</li> <li>・帳票詳細要件、帳票レイアウト</li> <li>自立支援医療受給者証 ※更生医療、育成医療、精神通院医療</li> <li>自立支援医療費支給認定申請書 ※更生医療、育成医療、精神通院医療支給認定決定のお知らせ ※更生医療、育成医療</li> <li>自立支援医療受給者証等記載事項変更届 ※更生医療、育成医療、精神通院医療受給者証等記載事項変更届 ※更生医療、育成医療、精神通院医療</li> </ul>

### 5. 検討論点3:令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(2/9)

#### ○障害福祉サービス等の対応

#### 意見照会版から青字箇所を修正

- ・療養介護医療、肢体不自由児通所医療については、法令的に保険情報を申請する必要はなく、受給者証 への印字についても定めていないことから、マイナ保険証への移行に伴い、帳票レイアウトから保険情報 の項目を削除し、本来であれば管理項目の医療保険情報も必要ありませんが、運用上、保険情報を確認 し管理することもできるように管理項目については標準オプション機能に変更しました。
- ・「被保険者証」の表記については、意見照会の結果を受けて、住民へのわかりやすさ、自立支援医療と表記をあわせることから「加入医療保険」に変更しました。

<機能帳票要件>

11/2		·// _ / / /	-						
大項目		小項目	改定種別 (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	   <b>障害者福祉</b> シ   ステム	実装区分  障害者総合支   援システム	審査会 システム	
6.障害 福祉・ サス 受受 者管	6.1.受 給者台 帳管理 機能	6.1.33.	訂正 分割	0221375	療養介護医療受給者情報、肢体不自由児通所医療受給者情報を管理できること。 と。 【管理項目】 公費負担者番号、公費受給者番号、医療型個別減免医療部分負担上限月額適 田期問題終日、医療型個別減免医療部分負担上限月額適	⊚	<b>©</b>	×	
理)					公費負担者番号、公費受給者番号、医療型個別減免医療部分負担上限月額適用期間開始日、医療型個別減免医療部分負担上限月額適用期間終了日、医療部分負担上限月額、保険者番号、被保険者配記号番号技番、医療機関事業所番号、食費負担限度額、医療受給者配交付日 【事務処理の内容】・介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)第2 K 受給者配の交付・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について 第2 V 通所受給者配の交付・障害掲述サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き 第13 医療型個別減免について 等	機能で号」、番」を	を機能ID: ナプション	いた「保 者証記号 O2213	険者番 番号枝 39にて
6.障 福祉 一等 受管 理)	8.1.受 給者台 帳管理 機能		分割	0221399	にて示された内容に従う 療養介護医療受給者情報、肢体不自由児通所医療受給者情報を管理できること。     【管理項目】  保険者番号  加入医療保険記号番号枝番	0	0	×	
福祉	6.1. 受 給者管理 機能		訂正	0221376		京保険」に	正」の表記 こ変更	き「加入	

### 5. 検討論点3:令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(3/9)

#### く帳票レイアウトン

•(介護給付費等)支給申請書兼利用者負担額減額•免除等申請書

申	フ	リカ	け									個人種	号											
請	坻		名									生年月	Ħ			年	:	,	月		日			
者	居	住	地	₹	〒 電話番号																			
	フリ	ガナ										個人番	号						Π					
支衫	給申請	青に	係る									生年月	目			年		,	月	目				
児	童	氏	名									続	柄											
	障害者 香号				豪田	育手模 号						章害者保保 注帳番号	È	病病										
<del>被(探検者証の記号及び番号(※)</del>											保険者名及び番号(※)													
	障害基	礎年	1金1級	30)3	Ziio	の有無	) 景	尤労組	继続支	援の	サー	・ビスを	申請:	する	者は	限る	。)							
* 1	被保険	者証	の記号を	<u>tor#</u>	号	上欄及	<del>71 - 35</del>	呆険す	<del>当名及</del> (	多保服	典者 征	8号」欄	<del>t. 1</del>	完美:	強	を申記	<b>##</b> 7	場合	12	نها	3 E.	<u>-</u>		

• 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額 • 免除等申請書

	フ	リカ	<b>ブナ</b>								個力	(番号											
申請	氏		名								生生	手月日	1					年	ì	月	目		
者	居	住	地	₹	電話番号																		
	フリ:	ガナ	•								個力	(番号											
 支	 徐申請	 野に1	 係る								生生	<b>F月日</b>						年		月	日		
児	金	氏	名								続	杯	i										
	障害者 養番号				寮	育手模 号					章害者 手帳番		•			£	超离名	3					
被保険者証の記号及び番号(※)				1		保険	普名及	<b>€75</b> #	<del>号</del> (	<del>*)</del>													
*-1	※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、肢体不自由児通所医療を申請する場合記入する 古足文言 2																						

被保険者証の欄、「※」の文言を削除

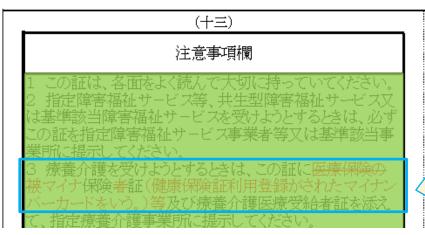
※ (介護給付費等) 支給変更申 請書兼利用者負担額減額・免除 等変更申請書も同様に対応

被保険者証の欄、固定文言2を削除

※ 障害児通所給付費支給 変更申請書兼利用者負担 額減額・免除等変更申請 書も同様に対応

### 5. 検討論点3:令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(4/9)

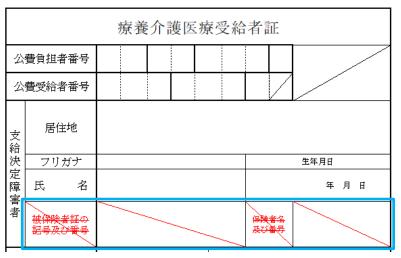
#### ・障害福祉サービス受給者証



「医療保険の被保険者証」を「マイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)等」に変更

- ※以下の帳票の注意事項欄も同様に対応
  - 療養介護医療受給者証
  - 通所受給者証の八面
  - 肢体不自由児通所医療受給者証

#### •療養介護医療受給者証



「被保険者証の記号及び番号」、「保険者名及び番号」欄を削除

※肢体不自由児通所医療受給者証も同様に対応

帳票レイアウトの変更に伴い、帳票詳細要件も変更しています。

### 5. 検討論点3:令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(5/9)

#### ○自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)の対応

- ・自立支援医療では所得区分の判定を医療世帯で実施することから、医療保険情報の申請、管理項目での 管理が必要であり、各帳票の医療保険情報欄は残したままとしております。
- ・なお、機能要件、帳票要件の「被保険者証」の表記は「加入医療保険」に変更しました。

#### <機能帳票要件>

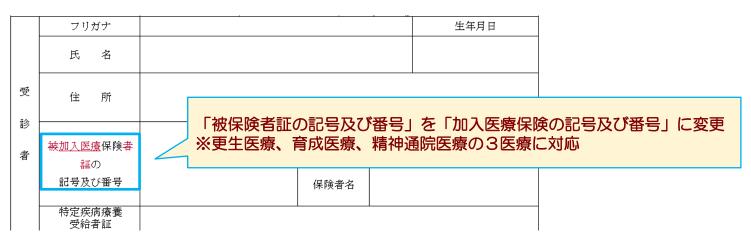
大項 目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分
	8.1.者管能 受台理 (A)	8.1.5.	訂正	0221377	加入保険情報を管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード <mark>被加入医療</mark> 保険 <mark>者証</mark> 記号番号枝番 資格取得日 資格喪失日 ※1 加入保険情報登録時 保険者をマスタから参照・検索して 指定できること ※2 国民健康保険情報もし 場高齢者医療保険情報の連携情報を利用できる場合は、自動表	⊚

管理項目の名称にある「被保険者証」を 「加入医療保険」に変更 ※更生医療、育成医療、精神通院医療に 対して対応

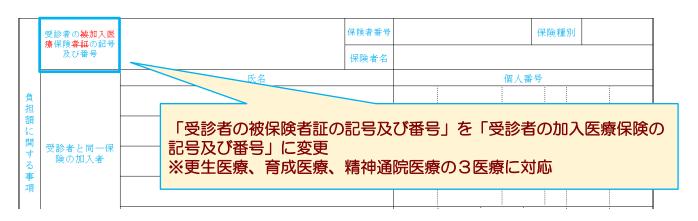
### 5. 検討論点3:令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(6/9)

#### <帳票レイアウト>

•自立支援医療受給者証

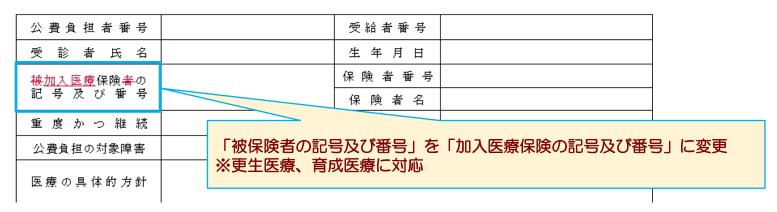


•自立支援医療費支給認定申請書

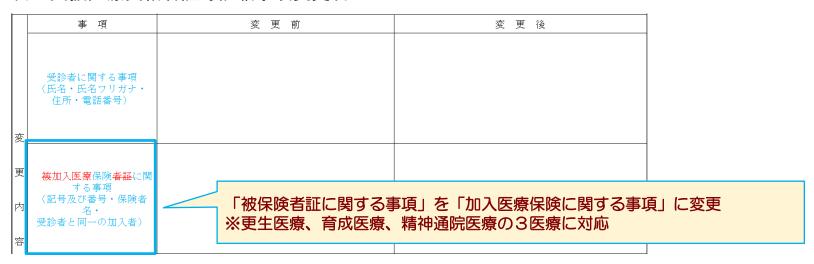


### 5. 検討論点3:令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(7/9)

・支給認定決定のお知らせ



•自立支援医療受給者証等記載事項変更届



# 5. 検討論点3: 令和6年12月2日のマイナ保険証への移行に伴う対応(8/9)

・受給者証の更新について(お知らせ)

受給者番号							
受給者証有効期間		から ま					
固定文言 2 備 考	固定文言 3 + 編集 1						
(必要な書類)	固定文言 4 +編集 2 (必要な書類)						
1. 自立支援医療(更	生医療)支給認定申請	書					
2. 自立支援医療(更	生医療)意見書						
3. <mark>保険証の写し加入</mark>	医療保険を確認できる	<u>書類</u>					
4. 所得の状況を確認	4. 所得の状況を確認できる書類						
5. 個人番号確認書類 「保険証の写し」を「加入医療保険を確認できる書類」 に変更							
6. 自立支援医療受給		· ·更生医療、精神通院	医療に対応				

帳票レイアウトの変更に伴い、帳票詳細要件も変更しています。

- 6. 検討論点4:標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(1/10)
- 標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえ、以下のとおり標準仕様書4.1 版案を作成しています。

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
1	育成医療の機能ID0221379「加入保険情報を管理できること」の項目において、国民健康保険情報もしくは後期高齢者医療保険情報の連係情報を利用できる場合は、自動表示できることとされているが、マイナンバーを活用して保険資格情報を取得し、社会保険情報も自動表示できるようにしていただきたい。また、機能要件に以下の2点を追加していただきたい。・マイナンバー情報の一括照会ができること・照会結果の自動取り込みができること多数の申請があるなか、保険情報の入力にかかる事務負担は大きい。保険情報があらかじめ表示されている状態もしくはマイナンバー情報の一括照会及び結果の自動取り込みが可能になれば事務の効率化につながる。	一括照会につきましては、機能ID: 0220071 において、「※2 一括してデータ 作成し、連携できること」と規定しておりますが、ご意見の内容は、加入保険が社保、 国保・共済組合、他市町村国保の場合に ついて、医療保険世帯員全員をまとめて 昭介でまることでする。
2	【要望】 以下の機能について新規追加を検討いただけないでしょうか。 「機能ID 0220147の要件に加えて、庁内データ連携機能にて国民健康保険情報、後期高齢者 医療保険情報または生活保護情報を取得できなかった世帯員について、対象者を選択して情 報提供ネットワークシステムを通じて社会保険診療報酬支払基金より医療保険情報を自動で 一括で取得、各事業の台帳画面や「世帯」一覧で確認できること。 【理由】 医療保険情報の情報提供NWSを通した取得については、「世帯」情報の確認等のために必須 となり、基準日住登外者の税情報の他自治体照会等と異なり、頻繁に利用されることが想定されます。内部データ連携機能で把握できる国民健康保険情報等の対象者を除くとほぼ、支払 基金を照会先として確認できると想定されるため、公金受取口座同様に自動取得し、転記することなく必要な項目への自動反映の機能化を要望するものです。 (※事務手続きの選択について「健康保険法」に制限する必要、申請書に記載のない「世帯」員 の情報提供NWS照会は困難と想定されるため、「対象者を選択」としたの上での、台帳等への 自動反映の機能としたものです。)	照会できることであると考えられますので、 支給認定基準世帯員をまとめて情報照会 でき、保険資格情報を自動で取得し、加 入保険情報として利用できる機能を標準 オプション機能で追加いたしました。 〇変更箇所 機能・帳票要件(08.自立支援医療(更生 医療))機能ID:0221393 機能・帳票要件(09.自立支援医療(育成 医療))機能ID:0221394 機能・帳票要件(10.自立支援医療(精神 通院医療))機能ID:0221395

# 6. 検討論点4:標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(2/10)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
3	デジタル庁が策定する基本データリストにおけるグループID:「022009:障害福祉サービス申請決定情報」、「022014:障害児支援申請決定情報」において、所得割額が旧所得割計算前なのか後なのか判断ができないため自立支援医療や補装具と同様に「旧所得割計算前所得割額」の項目を追加して頂きたい。	障害福祉サービス及び障害児通所支援につきまして、 補装具、更生医療、育成医療、精神通院医療と同様に 旧所得割計算前の所得割額を管理できるように、管理 項目「旧所得割計算前所得割額」を標準オプション機 能として追加いたしました。 〇変更箇所 機能・帳票要件(06.障害福祉サービス等(受給者管 理)) 機能ID:0221392
4	住登外者または住基除票者に対する一括喪失 (1)要望する機能・仕様 住登外または住基除票の手帳交付者に対して指定した年齢を元に、一括で喪失 処理する。 (2)要望する理由 本市では「住登外の手帳交付者」、「転出により住民票が除票となっているが転 出の届出又は転出先からの手帳転入通知がなく手帳交付中の者」に対して一定 年齢到達(110歳など)で一括喪失処理している(年250件)。身体障害者手帳交付 数は障害者関連施策策定の基礎データとなるため当該処理は必須。仮に対象者 をEUCで抽出し、個別画面から喪失処理を行うとすると年間30時間以上を要す ると見込まれる。 蛇足ながら、身体障害者福祉法施行令では、身体障害者手帳台帳から記載事項 を削除できるのは、①手帳返還を受けたとき、②本人の死亡が判明したとき、③ 返還を命じたとき、④転出先から手帳転入通知を受けたとき、とされている。よって、単に住民票市外異動をもって手帳喪失処理をすることはできない。 (3)政令指定都市照会結果 ・類似機能を現行システムに実装している、あるいは標準化後のシステムに実装を予定している都市 3都市(名古屋市、神戸市、福岡市) ・当該機能が標準準拠システムの機能として提供された場合、利点があると考える都市 12都市(仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市)	指定都市12市から賛同を得られた要件であり、指定都市以外から同様の意見はないことから、当該要件について、指定都市用の機能要件に標準オプション機能として追加いたしました。なお、精神障害者保健福祉手帳については、有効期限があるため対応しておりません。  〇変更箇所機能・帳票要件(指定都市)(02.身体障害者手帳)機能ID:0228097機能・帳票要件(指定都市)(03.療育手帳)機能ID:0228098

# 6. 検討論点4:標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(3/10)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
5	【要望】管理項目『高次脳機能障害の有無』の追加標準仕様書および基本データリストにおいて、現在、「対象者情報」グループの中に下記2項目が明記されている。 ・『データ項目ID:02204238_強度行動障害の有無』 ・『データ項目ID:02203049_医療的ケアの有無』 当該項目については、特定の事業等にて活用するものではなく、対象者情報に紐づく項目として、強度行動障害や医療的ケアに必要な制度やサービスの統計・分析等を行い施策検討するうえで有用な項目であると考えられる。 新たに今般の「R6年度障がい福祉サービス等報酬改定」において、『高次脳機能障害』に対する評価の枠組みが設けられている。『データ項目ID:02204238_強度行動障害の有無』、『データ項目ID:02203049_医療的ケアの有無』と同様の用途を目的とし、『高次脳機能障害の有無』についても管理項目として追加していただきたい。	障害者福祉共通の機能ID:0220128で管理する「強度行動障害の有無」や「医療的ケアの有無」と同様の利用目的として、管理項目「高次脳機能障害の有無」を標準オプション機能として追加いたしました。  〇変更箇所機能・帳票要件(01.障害者福祉共通)機能ID:0221398
6	R6年度報酬改定後に「機能・帳票要件」および「基本データリスト」の確認を行ったところ、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」R6年4月版)」および「障害児通所給付費に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」R6年4月版)」にて『その他記載が必要な加算事項等及びその記載例』とされている内容について突合を行いましたが、下記項目について管理されていない認識です。すでにある同種の管理項目につきましても出力条件は任意ですので、受給者証印字が保証されるものではありませんが、同様に下記項目につきましても管理対象としていただけないでしょうか。  【事務処理要領に記載あるもの】・『重度支援(知的18点以上)』: 行動援護(障害支援区分の認定調査項目のうち12項目の調査等の合計点数が18点以上である者)・『入浴(重心・医ケア)』: 生活介護(入浴支援加算対象者)・『喀痰吸引等(重心・医ケア)』: 生活介護(喀痰吸引等実施加算対象者)・『重度居宅介護』: 共同生活援助(重度障害者居宅介護利用対象者) 【事務処理要領に記載ないもの】・『高次脳機能障害』: R6報酬改定にて新設された加算。対象者情報グループ(既要望済み)とは別に『6、障害福祉サービス等(受給者管理)』にて管理希望: 生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、計画相談支援、障がい児相談支援	【事務処理要領に記載あるもの】にいただいた内容については受給者証への支給量への印字が必要なものでありますので、管理項目「行動援護:重度支援(知的18点以上)」、「生活介護:入浴(重心・医ケア)」、「生活介護:喀痰吸引等(重心・医ケア)」を追加いたしました。なお、共同生活援助(重度障害者居宅介護利用対象者)についてはデータ項目ID:02200751で管理できる内容であるため、検討の対象外とさせていただきます。また、【事務処理要領に記載ないもの】にいただいた内容は独自施策利用項目を利用した運用をお願いします。  〇変更箇所機能・帳票要件(06.障害福祉サービス等(受給者管理))機能ID:0221391、0221374

# 6. 検討論点4:標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(4/10)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
7	8/9(金)に実施された障害者福祉システム等標準化検討会(第2回)の配布資料「参考資料2_令和6年度上期全国意見照会の意見集約一覧」中No.4の意見について、票詳細要件、帳票レイアウトの「01_療育手帳交付証明書」、「03_療育手帳交付(再交付)決定通知書」に「障害種別」の表記にて印字項目を追加する対応を行っているかと存じます。 一方で、機能・帳票要件の機能ID0221387においては管理項目を「旅客運賃割引コード」とする旨規定されているため、データリストにおいてはデータ項目を「旅客運賃割引コード」(データ項目ID02200178)として規定している状態です。 データリストと帳票詳細要件等で表記に齟齬がある状態となっていることから、表記を統一する必要があるかと思料いたします。 つきましては次回の標準仕様書改定において修正をご検討いただけますと幸いです。	療育手帳の管理項目「旅客運賃割引コード」について、「01_療育手帳交付証明書」、「03_療育手帳交付(再交付)決定通知書」の表記に合わせて、「障害種別」に訂正いたしました。  〇変更箇所機能・帳票要件(03.療育手帳)機能ID: 0221387
8	標準仕様書3.0版で追加された指定都市要件について標準仕様書3.0版で追加された指定都市要件のうち、3.療育手帳,3.7.帳票出力機能,機能ID【0228093】 「機能ID:0220361の標準オプション機能を実装必須機能とすること。」: ©ですが、 〇0220361(カード様式CSV出力) →0220360(療育手帳(紙様式)出力)の誤りではないでしょうか。 指定都市の検討で備考の「協議案」管理番号: 48追-2」記載からも紙様式出力の方が指定都市必須と思われます。	ご意見のとおり、指定都市要件の検討において、カード型は48追-4にて不採用となっておりましたので、指定都市要件の機能ID:0228093の実装必須機能とすべき規定内容について、機能ID:0220361(カード様式)から機能ID:0220360(紙様式)に訂正いたしました。  〇変更箇所機能・帳票要件(指定都市)(03.療育手帳)機能ID:0228093

# 6. 検討論点4:標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(5/10)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
9	機能ID:0220420の機能要件としては「「精神障害者保健福祉手帳交付台帳」をEUC機能を利用して作成できること。」とされており、実装区分は⑥:実装必須とされている。一方で「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」の「第2」の「6 手帳の交付台帳」において精神障害者保健福祉手帳交付台帳を備えるのは都道府県とされている。そのため、一般市町村においては不要な機能であるため、実装区分を〇:標準オプション機能としてほしい。	「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」において、 交付台帳の作成は都道府県、指定都市となっていることから、 4.1版案で実装類型を実装必須機能から標準オプション機能に 訂正いたしました。 〇変更箇所 機能・帳票要件(04.精神障害者保健福祉手帳)機能ID: 0220420から0221390に修正
10	精神通院医療の機能ID:0221012にて病院・診療所種別を管理できるようになっているが、ひとつの病院・診療所に対して、ひとつの種別しか管理できない仕様となっている。 大きな病院では複数の種別での実施をしていることもあるため、複数管理できるようにしてほしい。	ご意見の内容を踏まえ、病院・診療所種別をひとつ病院・診療所に対して複数管理できるように、標準オプション機能を追加しました。なお、基本データリストは病院・診療所種別_1~4についてそれぞれ繰り返しを4とし、MAXでコードID:051のコード値の数分管理できるようにする予定です。  〇変更箇所機能・帳票要件(10.自立支援医療(精神通院医療))機能ID:0221396
11	帳票レイアウト「12」高額障害児(通所・入所)給付費支給(不支給)決定通知書」について、審査請求期間は行服法で定まっており、審査請求期間(誤:60日、正:3か月)の修正が必要である。	ご意見のとおりとなりますので、「12_高額障害児(通所・入所) 給付費支給(不支給)決定通知書」の審査請求期間を修正させ ていただきました。 〇変更箇所 帳票レイアウト 12_高額障害児(通所・入所)給付費支給(不支給)決定通知書

# 6. 検討論点4:標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(6/10)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
12	機能ID0220405 「※1 自立支援医療(精神通院医療)の受給者番号、有効期間をあわせて確認できること」の「有効期間」を「有効期限」に修正してはどうでしょうか。 「有効期間」とは、「いつからいつまで」であり、「有効期限」とは「いつまで」という意味かと存じます。 本機能は、障害者手帳と自立支援医療を同時に更新する対象者を抽出するための機能であるため、「いつから」という情報は不要であると思います。よって、文言を「期間」ではなく「期限」に修正することを提案します。	ご意見のとおり、精神障害者保健福祉手帳の画面で精神通院 医療の項目を確認する際の有効期間は、有効期間終了日とな りますので、正誤対応いたします。なお、管理項目名やデータ 項目名の表記に合わせ、精神通院医療では有効期限ではなく 有効期間終了日としております。 〇変更箇所 機能・帳票要件(04.精神障害者保健福祉手帳)機能ID: 0220405
13	機能ID0220404 「有効期限が満了する」を「有効期間が満了する」に修正 「満了する」という語は「一定の期間がすっかり終わること」の意味合いであり、終了時点のみを指す「期限」という語に対してではなく、開始から終了までを指す「期間」という語に対して用いる方が適切であるため。	ご意見のとおり、「有効期限が満了する」を「有効期間終了日に 至る」に訂正いたしました。 〇変更箇所 機能・帳票要件(04.精神障害者保健福祉手帳)機能ID: 0220404、0220405
14	機能ID0221034 「有効期間終了日が満了する」を「有効期間が満了する」に修正 「満了する」という語は「一定の期間がすっかり終わること」の意味合いであり、終了時点のみを指す「期限」という語に対してではなく、開始から終了までを指す「期間」という語に対して用いる方が適切であるため。	ご意見を踏まえて、管理項目名やデータ項目名の表記に合わせるため、「有効期間終了日が満了する」を「有効期間終了日に至る」に訂正いたしました。  〇変更箇所 機能・帳票要件(10.自立支援医療(精神通院医療))機能 ID:0221034

# 6. 検討論点4:標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(7/10)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
15	機能ID0221081 「判定時間」とは、判定予約日時のことでしょうか。もう少しわかりやすい表現に修正してはどうでしょうか。 「判定時間」が何を指すのかわかりにくいため。	機能ID:0221081では「以下の申請・判定依頼情報を管理できること。」としておりますので、「判定時間」は判定の予定時間となります。項目名から何の項目なのかわかりにくいとのご意見でありますので、「判定予定時間」に訂正させていただきます。なお、判定の予定日については機能ID:0221080に管理項目「判定予定日」を規定しております。  〇変更箇所機能・帳票要件(11.補装具)機能ID:0221081
16	標準化の帳票レイアウトにおいて、通知書の「様式番号」の印字位置は左上(窓枠の上)になっていますが、右上(文書番号の上)としてもよろしいでしょうか。 理由:窓枠の上に配置すると、封筒の中で紙が下にずれた際に、窓枠内に様式番号が見えてしまうため。背景など:通知書に係る窓空き封筒については住民記録システム標準仕様書に規定するものと示されているところであり、それに合わせて宛名の印字位置を調整しています。標準仕様書にて様式番号は宛名の上に印字するレイアウトとなっていますが、封筒の窓枠に出ないような位置に様式番号を上にずらすと、用紙の上端ギリギリの位置になってしまいます。プリンタによっては印字できなかったり、紙が少しでもずれてしまうと印字がはみ出てしまうほどの位置になってしまうこと、また、かといって窓枠内に様式番号が見えてしまう位置に印字することも運用上NGであるため、弊社システムでは、レイアウト上空いている右上に配置したいと考えております。なお、弊社の判断が妥当である場合は、標準仕様書の帳票レイアウトについても何かしらの記載修正や補記を頂きたい所存です。	各帳票レイアウトの左上に規定されています「様式番号」の印字位置を右上に移すことはカスタマイズとなりますので不可となりますが、窓空部分に様式番号が見えてしまうことは望ましくないため、窓空がある帳票の様式番号の位置を右側へ移しました。  〇変更箇所 帳票レイアウト(窓空がある帳票全てが対象)

# 6. 検討論点4:標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(8/10)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
17	精神手帳の交付台帳を備えることが標準オプション機能とされている。 当市は中核市であるが、県から、身体障害者手帳(当市以外の近隣4自治体)・療育 手帳・精神障害者保健福祉手帳の発行、台帳管理の事務委任を受けている。 当市のような自治体はいくつか存在しているものと推測するが、システムを発注する際 の仕様にオプションを追加して発注する対応を取ればよい(財源保障される)のでしょうか?それが不可能である場合、事務委任を解消するべきでしょうか?	意見照会版から追加
18	■機能ID 0221390 (No9) 【要望】 今回、「交付台帳の作成は都道府県、指定都市となっていることから、4.1版案で実装類型を実装必須機能から標準オプション機能に訂正」とされていますが、・"要件の考え方"にて以下の補足を追記「・指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。」(「権限移譲市区町村」は不要でしたら「指定都市」だけで構いません。)または・新規IDの下記の指定都市要件を追加「機能ID:0221390の標準オプション機能を実装必須機能とすること。」としていただけないでしょうか。 【理由】 指定都市にとっては、身体障害者手帳 0220288、療育手帳 0220359 同様に必須の要件となるため、オプションに変更となる場合も、引き続き、指定都市では必須要件としていただきたい、という意見となります。	標準オプション機能につきましては、お見込みのとおり、システムを発注する際の仕様に追加して発注する対応を取れば問題ございませんが、ご意見を踏まえ、要件の考え方・理由欄に以下の内容を追加いたしました。  〇変更箇所機能・帳票要件(04.精神障害者保健福祉手帳)機能ID:0221390「指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。」

# 6. 検討論点4:標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(9/10)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
19	(別紙4)帳票レイアウト/06_障害福祉サービス等(受給者管理)/01_介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書中の「サービスの種類」のうち、訓練等給付費のサービスの区分が、厚労省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/s hougaishahukushi/service/naiyou.html)で示されている区分と異なっているように見えます。これはレイアウトの都合上やむを得ないもので、正しい区分は厚労省HPのものということでしょうか。	厚労省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/naiyou.html)でお示している区分にあわせて帳票レイアウトを見直しさせていただきました。  〇変更箇所 帳票レイアウト 帳票ID:0220094 01.(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相 談支援給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 帳票ID:0220096 03.(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相 談支援給付費)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変 更申請書
20	機能ID0221376の米印に「被保険者証記号番号枝番」の表記が残っている。機能ID0221375の修正に合わせて見直しが必要。	ご意見のとおりとなりますので、※に記載の「被保険者証記号番号 枝番」を「加入医療保険記号番号枝番」に訂正しました。 〇変更箇所 機能・帳票要件 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能ID:0221376

# 6. 検討論点4:標準化PMOツール等のご意見等を踏まえた機能の見直し(10/10)

No	ご意見・ご質問の内容	4.1版案の概要
21	療養介護医療・肢体不自由児通所医療関係項目について地方公共団体基幹業務システム。基本データリスト(障害者福祉)【第3.0版】 「障害福祉サービス申請決定情報」「障害児支援申請決定情報」・「医療型個別減免適用期間開始日」「医療型個別減免適用期間終了日」(データ項目ID:02200706、02200707)について、療養介護医療に係る負担上限月額の適用期間を示すものであって医療型個別減免の有無に影響されるものではないため、「医療部分負担上限月額適用期間開始日」「医療部分負担上限月額適用期間解了日」のようなデータ項目が適切かと思います。(項目定義についても同様。)・「医療型個別減免適用期間開始日」「医療型個別減免適用期間開始日」「医療型個別減免適用期間所を療に係る負担上限月額の適用期間を示すものであって医療型個別減免の適用は想定されていないため、「医療部分負担上限月額適用期間開始日」「医療部分負担上限月額適用期間開始日」「医療部分負担上限月額適用期間開始日」「医療部分負担上限月額適用期間	ご意見のとおり、医療型個別減免の有無に影響されるものではないため、「医療部分負担上限月額適用期間開始日」「医療部分負担上限月額適用期間終了日」に管理項目名を訂正しました。なお、基本データリストの項目定義についてはデジタル庁へ訂正の依頼をしています。  〇変更箇所機能・帳票要件(06.障害福祉サービス等(受給者管理))機能ID:0221375

### 7. 地域生活支援事業の標準化要否に関する意見照会を踏まえた検討(1/4)

- 〇 全国意見照会(令和6年12月2日(月)~13日(金))の地域生活支援事業の標準化要否に関する回答は、<u>354団体</u> (19.8%)より寄せられています。
- 「標準化の対象とすべきでない」との回答は196件(「意見なし」の1,434件と合わせ1,630件、91%)であり、「様々な事業形態が標準化に馴染まないため」を理由としています。「標準化の対象とすべきである」との回答は158団体(9%)であり、うち53団体は「一体的なシステム管理は必要である」ことを理由としています。
  - ※ 意見照会においては「回答期限までに意見がない場合は、「地域生活支援事業の標準化の対象要否」について、「標準化の対象と すべきでない」と整理させていただきます」としています。

	「地域生活支援事業の標準化の対象要否」							
自治体	「標準化の対象とすべきでない」					「標準化の対象とすべきである」		
分類	回答		「具体的な理由」の主な	意見なし		回答		
	件数	割合	内容	件数	割合	件数	割合	「具体的な理由」の主な内容
都道府県 (47)	4	9%	様々な事業形態が標準 化に馴染まないため	43	91%	0	0%	_
指定都市 (20)	8	40%	様々な事業形態が標準 化に馴染まないため	9	45%	3	15%	一体的なシステム管理は必要であるため
中核市 (62)	13	21%	様々な事業形態が標準 化に馴染まないため	37	60%	12	19%	<ul><li>一体的なシステム管理は必要であるため</li><li>事務の効率化が期待できるため</li></ul>
特別区 (23)	5	22%	様々な事業形態が標準 化に馴染まないため	17	74%	1	4%	全国的に実施する事業であるため
市町村 (1,636)	166	10%	様々な事業形態が標準 化に馴染まないため	1,328	81%	142	9%	<ul><li>・一体的なシステム管理は必要であるため</li><li>・全国で統一された事務となるため</li><li>・全国的に実施する事業であるため</li><li>・事務の効率化が期待できるため</li></ul>
合計 (1,788)	196	11%	様々な事業形態が標準 化に馴染まないため	1,434	80%	158	9%	一体的なシステム管理は必要であるため

### 7. 地域生活支援事業の標準化要否に関する意見照会を踏まえた検討(2/4)

- 全国意見照会の回答の具体的な理由について、事務局において分類化した内容は以下のとおりです。
  - ※ 詳細は、「資料4」令和6年12月意見照会の地域生活支援事業の回答一覧」を参照ください。

白沙什	「標準化の対象とすべきでない」			「標準化の対象とすべきである」		
自治体 分類	回答 件数	「具体的な理由」の分類	回答 件数	「具体的な理由」の分類		
都道府県 (47)	4	・3件 様々な事業形態が標準化に馴染まないため ・1件 現状で問題ないため	0	_		
指定都市 (20)	8 ※	<ul><li>・8件 様々な事業形態が標準化に馴染まないため</li><li>※ 3件 一体的なシステム管理は必要である</li><li>※ 1件 連携機能の強化は必要である</li></ul>	3	<ul><li>・1件 一体的なシステム管理は必要であるため</li><li>・1件 全国的に実施する事業であるため</li><li>・1件 障害福祉サービス受給者証と一体であるため</li></ul>		
中核市 (62)	13	<ul><li>・12件 様々な事業形態が標準化に馴染まないため</li><li>※ 3件 一体的なシステム管理は必要である</li><li>・1件 全国的に実施する事業であるため</li></ul>	12	<ul><li>・3件 一体的なシステム管理は必要であるため</li><li>・3件 事務の効率化が期待できるため</li><li>・6件 その他</li></ul>		
特別区 (23)	5	<ul><li>・5件 様々な事業形態が標準化に馴染まないため</li><li>※ 1件 連携機能の強化は必要である</li></ul>	1	・1件 全国的に実施する事業であるため		
市町村 (1,636)	166		142	<ul> <li>・49件 一体的なシステム管理は必要であるため</li> <li>・22件 全国で統一された事務となるため</li> <li>・16件 全国的に実施する事業であるため</li> <li>・11件 事務の効率化が期待できるため</li> <li>・5件 標準化事務と統一し、事務を効率化すべきであるため</li> <li>・5件 費用負担の影響があるため</li> <li>・3件 法律に規定された事務であるため</li> <li>・3件 独自システムが残るため</li> <li>・28件 その他</li> <li>(内訳)10件 一部事業は標準化すべきである</li> <li>1件 障害福祉サービス受給者証と一体であるため</li> <li>17件 その他</li> </ul>		

- 7. 地域生活支援事業の標準化要否に関する意見照会を踏まえた検討(3/4)
- 地域生活支援事業については、「障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】の策定について(周知)」(障発 0331第10号 令和5年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において標準化の対象外としています。その後、地域生活支援事業を標準化の対象とすることを望むご意見が一定程度寄せられたことから、各自治体が地域の実情に応じて創意工夫して実施していることに対応したシステムの実現が可能であるか等について、 障害者福祉システム等標準化検討会における令和6年6月14日に開催した個別検討ワーキングチーム及び令和6年11月1日に合同開催したワーキングチーム・ベンダ分科会において検討を行っています。
- 全国意見照会の回答を分類化した傾向として、「標準化の対象とすべきである」と回答した理由は「全国で統一された事務となるため」や「標準化事務と統一し、事務を効率化すべきであるため」といった内容も見受けられますが、 多くは「一体的なシステム管理は必要であるため」とされています。また、「標準化の対象とすべきでない」と回答した理由は「様々な事業形態が標準化に馴染まないため」ですが、「一体的なシステム管理は必要である」との内容も多く見られます。
- 以上を踏まえて、各自治体が地域の実情に応じて創意工夫して実施していることに対応したシステムを実現する ために、<u>改めて地域生活支援事業は標準化の対象外といたします</u>。

また、<u>一体的なシステム利用の可能性や経過措置の柔軟な解釈による対応については、令和6年11月1日の検</u>討におけるご意見を踏まえてデジタル庁に相談しており、その内容は次頁のとおりです。

# 7. 地域生活支援事業の標準化要否に関する意見照会を踏まえた検討(4/4)

No	相談事項	相談内容	デジタル庁の回答					
1	画面要件の 扱いによる対 応	標準準拠システムと独自施策システムの2つのシステムに分かれたとしても、標準準拠システム側に独自施策システムで利用する事業のメニュー画面を実装することで対応可能である場合は、疎結合を前提に、メニュー画面の有無のみが検討論点になると考えられ、例えば画面要件の扱いとすることは考えられないでしょうか。	標準準拠システム以外のシステムについては地方公共団体情報システム標準化基本方針に記載のとおり、標準準拠システムと情報連携する場合には、標準準拠システムとは別のシステムとして原則疎結合する形で構築する必要があると規定しています。よって、No.1にて記載いただいたとおり疎結合を前提として独自施策システムを構築いただくことは問題なく、また標準準拠システムのメニュー画面に独自施策システムで利用する事業のメニュー画面を実装することについてはご認識のとおり画面要件として事業者の実装に依存する領域であると整理されます。					
2	標準オプション機能の追加による対応	自治体の要望を踏まえると、No.1の画面要件の扱いが難しい場合は、標準仕様書に、例えば「ベンダの実装範囲において、独自施策システムで利用する事業を処理する機能も呼び出せるメニュー画面を用意すること」といった標準オプション機能を記載することは問題ないでしょうか。	上記にて回答いたしましたとおり、標準準拠システムに独自施策システムのメニュー画面を実装することは可能です。なお、画面要件は事業者の実装に依存する領域となり各事業者の設計に委ねられるため、標準仕様書に規定される想定はありません。					
3	経過措置の 柔軟な解釈に よる対応	ベンダの要望を踏まえると、ベンダの切替が容易にできることを前提として、疎結合の解釈や経過 措置の解釈を柔軟に行えないものでしょうか。	上記にて回答いたしましたとおり、現状の整理においても標準準拠システムに独自施策システムのメニュー画面を実装することは許容されます。					
2 会 禾	5.1,2 のイメージ 現状 2つのアイコンな 3システムを起動 1月する 2つのシステム 面を操作する。	障害福祉サービス等標準独自	<ul> <li>独自施策システム</li> <li>地域生活支援事業等</li> <li>見直し案</li> <li>標準</li> <li>独自</li> <li>標準</li> <li>独自</li> <li>1つのアイコンから、1回のID,PASS等認証を経て、統合メニュー画面を起動して、1つの画面で利用する</li> </ul>					

# 8. 主な継続検討事項

○ 主な継続検討事項は、以下のとおりとなります。

No	継続検討•確認事項	検討の概要	対応の方向性
1	令和7年までの行政 手続オンライン化に 向けた対応	現時点において、追加する事務手続きについて、国がプリセットの対応中です。	プリセットの対応により帳票詳細要件及び帳票レイアウト等に 影響する可能性があり、その場合は標準仕様書を見直すこと となります。 なお、標準仕様書を見直す場合は、令和7年8月改定を想定 しています。
2	PMHとの連携に関するPMH仕様書の変更等に伴う対応	現時点において、資料4_令和6年12月意見照会の意見集約一覧のNo.42(PMH登録時の自立支援医療設定内容に関する独自の上乗せ支給時の設定)は、デジタル庁と確認中であるため、継続検討としています。	現時点において、標準仕様書の見直しが必要となる場合は、 令和7年8月改定を想定しています。  【全国意見照会における意見の内容】 PMH登録時の自立支援医療設定内容について、自己負担上 限額の設定内容に「自治体独自で上乗せ支給している場合 は、上乗せ後の率(額)を設定する」とありますが、本市の自 立支援医療の独自上乗せ部分は、「外来1日1医療機関あた り600円、月2回1,200円を限度」のように、国制度とは異なる 計算方法ですが、問題なく設定可能でしょうか。また、一つの 制度の中に、独自上乗せありの対象者と、独自上乗せなし (国制度どおり)の対象者が両方いる場合も問題ないでしょう か。

なお、上記以外に次の事項についても対応する可能性があります。

- ・政府方針や国施策、追加の事務連絡等により影響がありかつ対応が必要な事項
- ・誤植等で正誤の対応が必要と判断された事項